

※ この資料は、令和7年(2025年)11月時点のたたき台であり、今後の協議・検討により内容を大きく変更する可能性があります。



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

資料2

第2期 北海道ケアラー支援推進計画 〔素案たたき台〕

令和8年(2026年)4月

計画期間

令和12年(2030年)3月

支える人を、ひとりにしない。

「ケアラー」

ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などをする人のことです。



「ヤングケアラー」

ヤングケアラーとは、ケアラーのうち本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。



〔参考〕一般社団法人日本ケアラー連盟 (<https://carersjapan.com/>)

令和8年(2026年)3月

北海道

目次

1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2

2 ケアラーを取り巻く状況

- 1 本道における少子高齢化等の動向 6
- 2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況 10
- 3 ケアラー・ワーキングケアラー人数の推計値 13

3 これまでの取組と評価

- 1 普及啓発の促進 16
- 2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等 19
- 3 ケアラーを支援するための地域づくり 22

4 計画の基本方針

- 1 計画の目指す姿 24
- 2 基本理念 24
- 3 主な施策の体系 25

5 ケアラーを支援するための具体的取組

- 1 普及啓発の促進 26
- 2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等 29
 - (1) 家族介護に関する相談窓口の機能強化 29
 - (2) 多様なケアラーへの支援 34
 - (3) ヤングケアラーへの支援 40
- 3 ケアラーを支援するための地域づくり 44
 - (1) 地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築 44
 - (2) ケアラーを支えるサービスの充実 49
 - (3) ワーキングケアラーへの支援の促進 55

6 ケアラー支援に関連する道の事業

- 1 関連事業の体系と位置付け 60
- 2 関連事業の一覧 61

7 数値目標の設定

- 1 設定の意義 69
- 2 数値目標を設定する項目 69
 - (1) ケアラーに関する認知度（道民） 70
 - (2) ヤングケアラーに関する認知度（児童生徒） 71
 - (3) ヤングケアラーに関する認知度（学校） 72
 - (4) ケアラー支援に携わる人材の育成 73
 - (5) ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度（児童生徒） 74
 - (6) アセスメントによる状況把握（相談支援機関） 75
 - (7) 相談窓口の明確化及び協議の場の整備（市町村） 76
 - (8) 交流拠点の整備促進（市町村） 77
 - (9) 地域アドバイザーの活用（市町村） 78
 - (10) ワーキングケアラーの把握（事業者） 79

8 計画の推進管理

- 1 推進管理の考え方 80
- 2 推進管理の方法 80

9 参考資料

- 1 北海道ケアラー支援条例 82
- 2 計画の策定体制等 86

1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ① 道では、令和4年(2022年)4月に施行した「北海道ケアラー支援条例」(以下、「条例」という。)のもと、ケアラー支援に関する取組を全道域で加速化させるため、令和5年(2023年)3月に「北海道ケアラー支援推進計画」を策定しました。

その後、国では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「孤独・孤立対策推進法」の制定や、「子ども・若者育成支援推進法」に家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、ヤングケアラーが国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されるなど、ケアラー支援をめぐる環境は大きく進展しています。

- ② 高齢化が全国を上回るスピードで進展する本道では、いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年(2040年)には高齢化率が約40%に達すると見込まれており、人口に占める障がいのある方の割合も年々増加しています。

それに伴い、介護や援助を担うケアラーも増えており、国の就業構造基本調査や地域別の将来推計人口によると、道内のケアラーは令和7年(2025年)時点で28万3千人、そのうち仕事をしながら介護等に従事するワーキングケアラーは11万2千人と推計され、令和12年(2030年)にピークを迎えると見込まれます。

また、ヤングケアラーについては、道が実施した実態調査の結果により、道内に一定数いることや、本人が負担を自覚しにくく、悩みを誰にも相談した経験がないことが多い状況が明らかとなっています。

- ③ 個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアの悩みや不安を抱える方を早期に把握し、それぞれの事情に合った相談窓口や支援につなぐことが不可欠であり、各分野が横断的に対応し、住民や多様な主体が参加した上で、関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となります。

このような状況を踏まえ、道としては、引き続き全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期の「北海道ケアラー支援推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

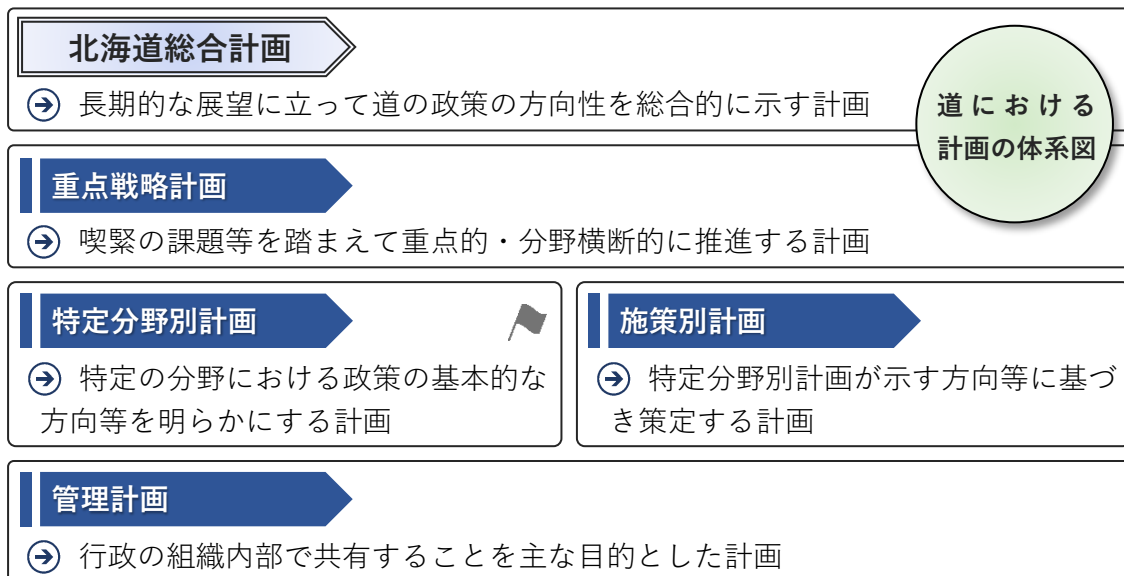
この計画は、条例第10条第1項の規定による「ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」として、同条第2項に掲げる次の事項について定めるものです。

- ✓ ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方
- ✓ ケアラー支援に関する具体的施策
- ✓ 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

第10条
(推進計画)

(2) 計画の体系的分類

計画の分類は、長期的な展望に立って道の政策の方向性を総合的に示す「北海道総合計画」が一体的に推進管理する個別計画のうち、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする「特定分野別計画」に該当します。〔※ 北海道行政基本条例第7条（総合計画の策定等）に基づく分類〕



(3) 他計画との関係

条例の目的達成に向けては、保健・医療・福祉・介護・教育など幅広い分野の施策を総合的に推進していく必要があることから、この計画は、福祉分野の上位計画である「北海道地域福祉支援計画」をはじめ、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」、「ほっかいどう障がい福祉プラン」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道こども計画」、「北海道教育推進計画」など、道の関連計画と整合・調和を図りつつ策定します。

(4) 計画の期間

ケアラー支援に関する法改正や社会情勢等の変化を踏まえ、引き続き切れ目のない取組を推進するとともに、施策の効果を丁寧に検証するほか、主な関連計画と始期・終期を統一することで整合・調和を図る観点から、この計画の期間は4年間とします。

取組内容		H30～R2	R3～R5	R6～R8	R9～R11	R12～R14	R15～R17
▶ ケアラー支援に関する取組	道		調査例	第1期 (R5～R7)	第2期 (R8～R11)	第3期	
	国		調査	集中取組期間 (R4～R6)			

※ 国の取組は、いずれもヤングケアラーに関するもの

※ P T：厚生労働省・文部科学省による共同プロジェクトチーム

【参考】北海道保健福祉部が所管する主な関連計画

計画	H30～R2	R3～R5	R6～R8	R9～R11	R12～R14	R15～R17
▶ 医療計画	7次		8次		9次	
▶ 地域福祉支援計画	第1期		第2期		第3期	
▶ 障がい福祉プラン	障がい福祉計画			第1期		第2期
	第5期	第6期				
▶ 高齢者保健福祉計画	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
▶ こども計画	北の大地☆子ども未来づくり計画			第1期		第2期
	第3期	第4期				第3期

(5) SDGsとの関連性

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール (目標) と169のターゲットを定めたものです。

道では、平成30年(2018年)に策定した「北海道SDGs推進ビジョン」に沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしており、本計画もその達成に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(6) 圏域の設定

ケアラーを支援するための体制を確保する地域単位については、最も身近な市町村を基本としますが、社会資源や人材等が偏在する本道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要があることから、道の「地域福祉支援計画」における第二次地域福祉圏（計21圏域）を本計画の圏域とします。

なお、「障がい福祉プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」も共通の考え方によって同様の圏域を定めています。

また、ヤングケアラーへの支援に関する広域的な地域単位については、道の児童相談所管内ごとに区分けした8圏域とします。



(7) 圏域ごとの構成市町村

圏域を構成する市町村は、一覧化すると次のとおりとなります。

1 南渡島	函館市 森町	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町
2 南檜山	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町			
3 北渡島檜山	八雲町	長万部町	今金町	せたな町				
4 札幌	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村
5 後志	小樽市	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村
	喜茂別町	京極町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町
6 南空知	古平町	仁木町	余市町	赤井川村				
	夕張市	岩見沢市	美瑛市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町
7 中空知	月形町							
	芦別市	赤平市	滝川市	砂川市	歌志内市	上砂川町	浦臼町	新十津川町
8 北空知	奈井江町	雨竜町						
	深川市	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町			
9 西胆振	室蘭市	登別市	伊達市	豊浦町	洞爺湖町	壮瞥町		
10 東胆振	苫小牧市	白老町	安平町	厚真町	むかわ町			
11 日高	日高町	平取町	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	
12 上川中部	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町
	美瑛町	幌加内町						
13 上川北部	士別市	名寄市	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町
14 富良野	富良野市	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村			
15 留萌	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町
16 宗谷	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町
	利尻富士町	幌延町						
17 北網	北見市	網走市	大空町	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町
	訓子府町	置戸町						
18 遠紋	紋別市	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町
19 十勝	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町
	中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町
	足寄町	陸別町	浦幌町					
20 釧路	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町
21 根室	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町			

1 石狩・後志管内	中央児童相談所
2 上川・留萌・宗谷管内	旭川児童相談所（宗谷管内は稚内分室）
3 十勝管内	帯広児童相談所
4 釧路・根室管内	釧路児童相談所
5 渡島・檜山管内	函館児童相談所
6 オホーツク管内	北見児童相談所
7 空知管内	岩見沢児童相談所
8 胆振・日高管内	室蘭児童相談所（東胆振・日高管内は苫小牧分室）

8

ヤングケアラーへの
支援に関する広域的
な地域単位

〔※ 石狩管内については、札幌市を除く（札幌市の設置する児童相談所が所管）〕

2

ケアラーを取り巻く状況

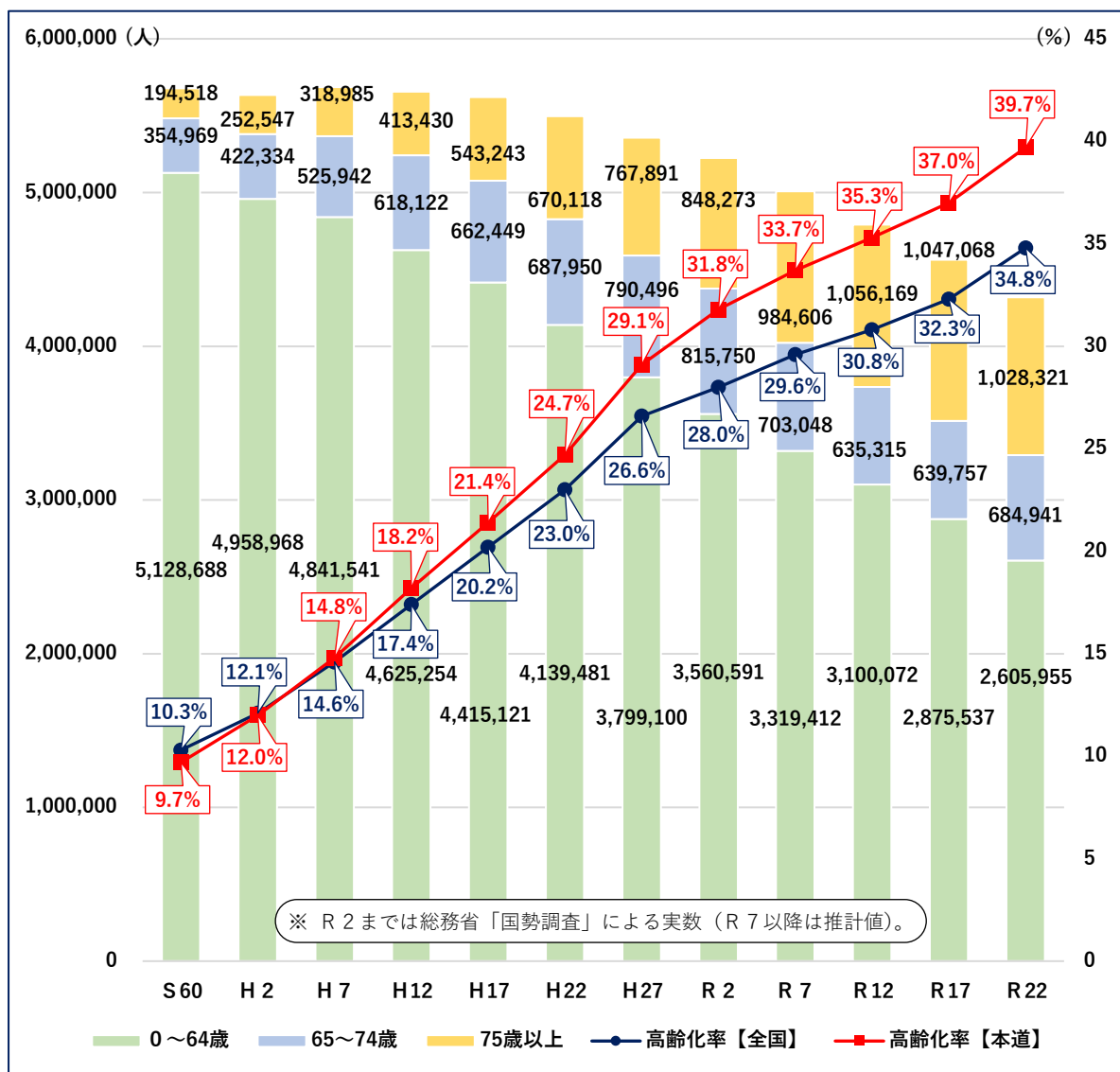
1 本道における少子高齢化等の動向

全国平均以上に少子高齢化や核家族化が進展する本道では、世帯規模の縮小により、一人のケアラーにかかる負担の増大が見込まれることから、現状と将来推計を踏まえつつ、ケアラー支援を進めていくことが重要です。

(1) 高齢者人口及び高齢化率

本道の高齢者人口（下表「65～74歳」と「75歳以上」の合計値）は、平成12年(2000年)に100万人を超え、令和2年(2020年)には約166万4千人となり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には約171万3千人となる見込みです。

また、本道の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、今後、全国平均を上回る伸びで増加し、令和22年(2040年)には39.7%に達すると推計されています。

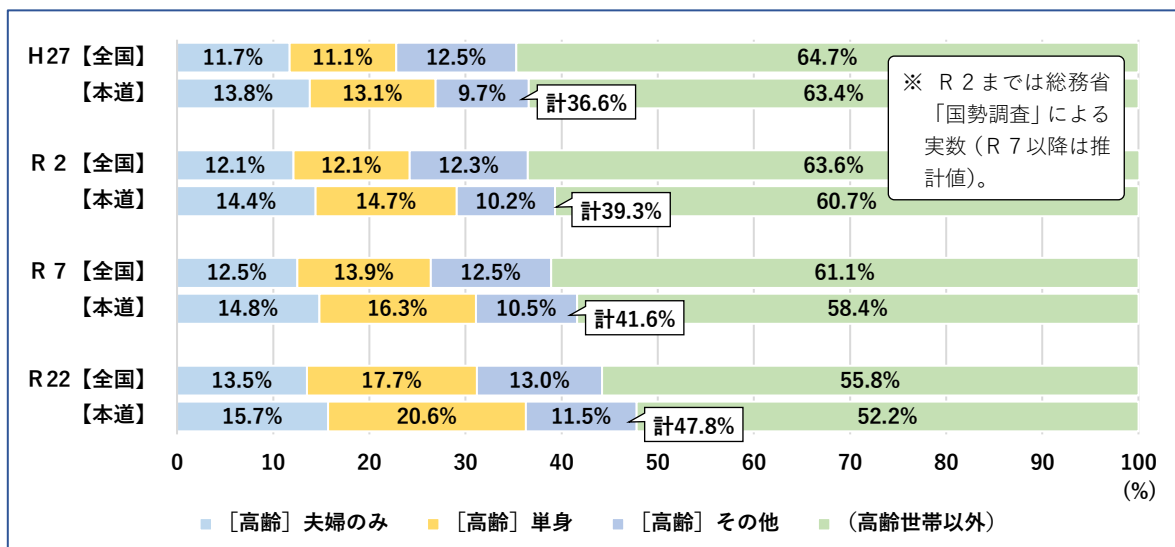


(資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計))

(2) 高齢世帯の類型別割合

本道の総世帯に占める高齢世帯の割合は、令和2年(2020年)は39.3%であり、令和22年(2040年)には47.8%に達すると見込まれています。

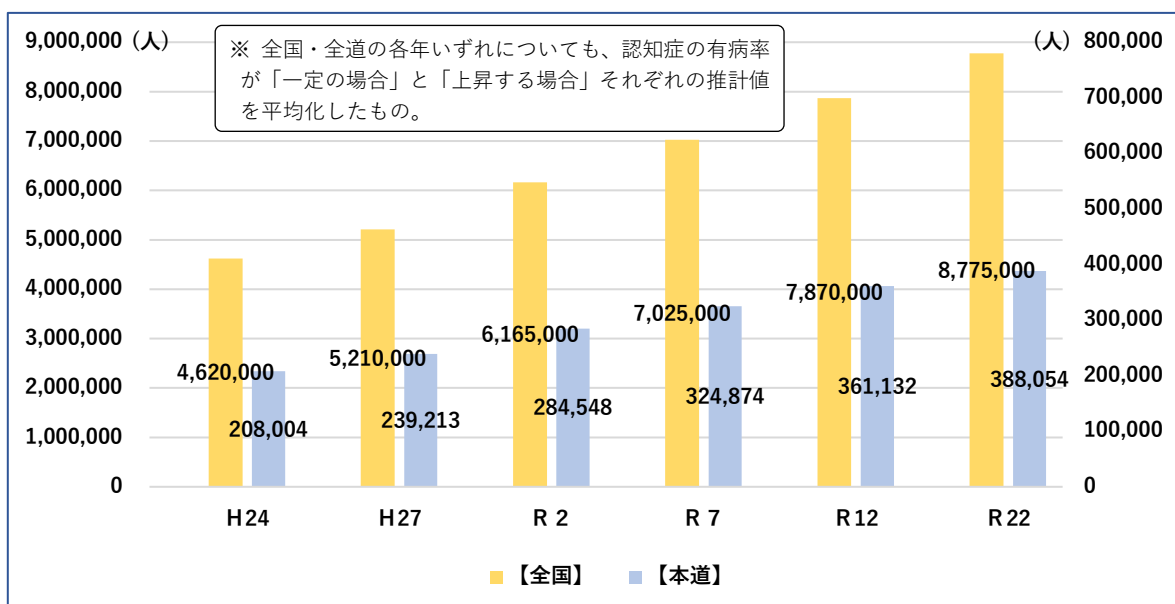
この割合は、いずれの時点でも全国平均を上回る水準となっています。



(資料：第9期 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)

(3) 認知症高齢者の現状と推計

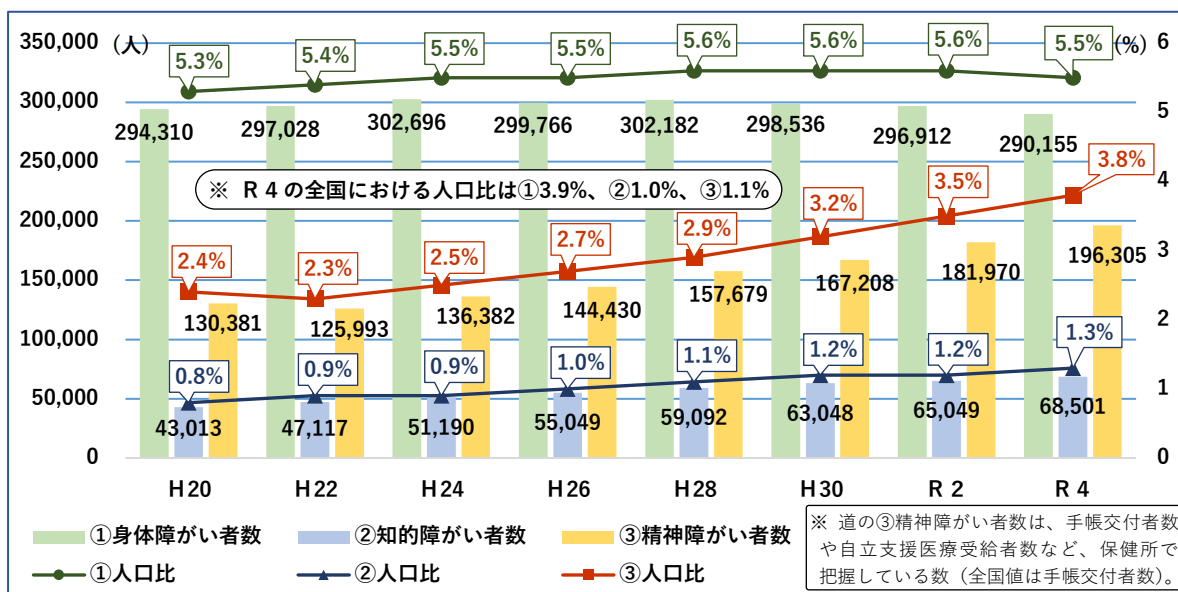
高齢化の進展に伴い認知症高齢者数も増加することが見込まれており、令和22年(2040年)には全国で約878万人、本道では約38万8千人になると推計されており、高齢者の5人に1人以上が認知症という社会を迎えます。



(資料：第9期 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)

(4) 障がいのある方の状況

本道の人口に占める障がいがある方の割合は、高齢化の影響などによって年々増加しており、令和4年度(2022年度)末では身体障がい者が5.5%、知的障がい者が1.3%、精神障がい者が3.8%となっており、これらの割合は、いずれの障がい種別でも、全国平均を上回っています。

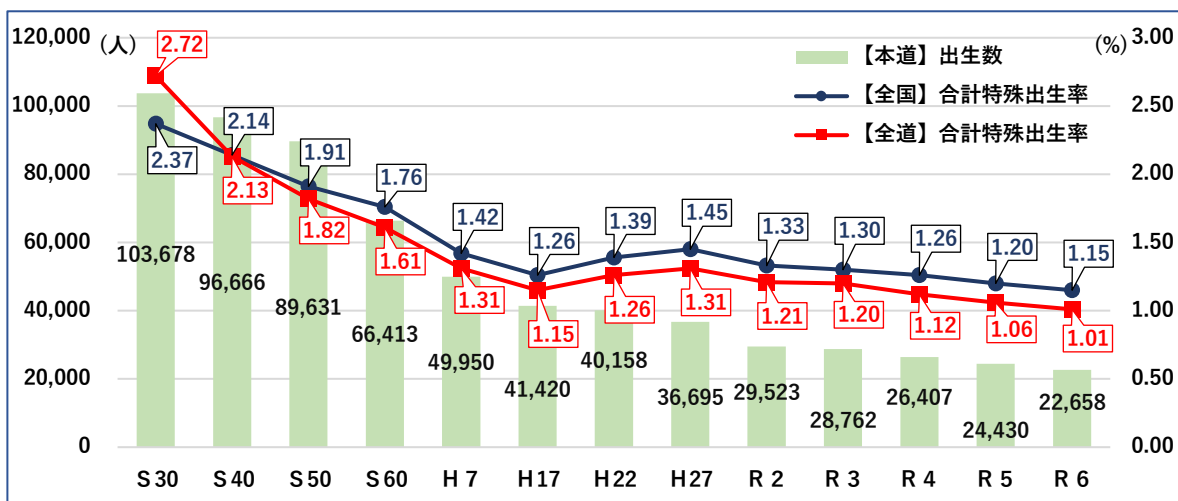


(資料：第1期ほっかいどう障がい福祉プラン)

(5) 少子化の状況

本道の出生数は、昭和31年(1956年)以降に年間10万人を下回った後、減少の一途を辿り、令和6年(2024年)には約2万2千人となっています。

合計特殊出生率(15~49歳までの年齢別出生率を合計したもの)については、令和6年(2024年)では1.01(全国平均1.15)と東京都・宮城県に次いで全国で3番目に低い水準となっています。

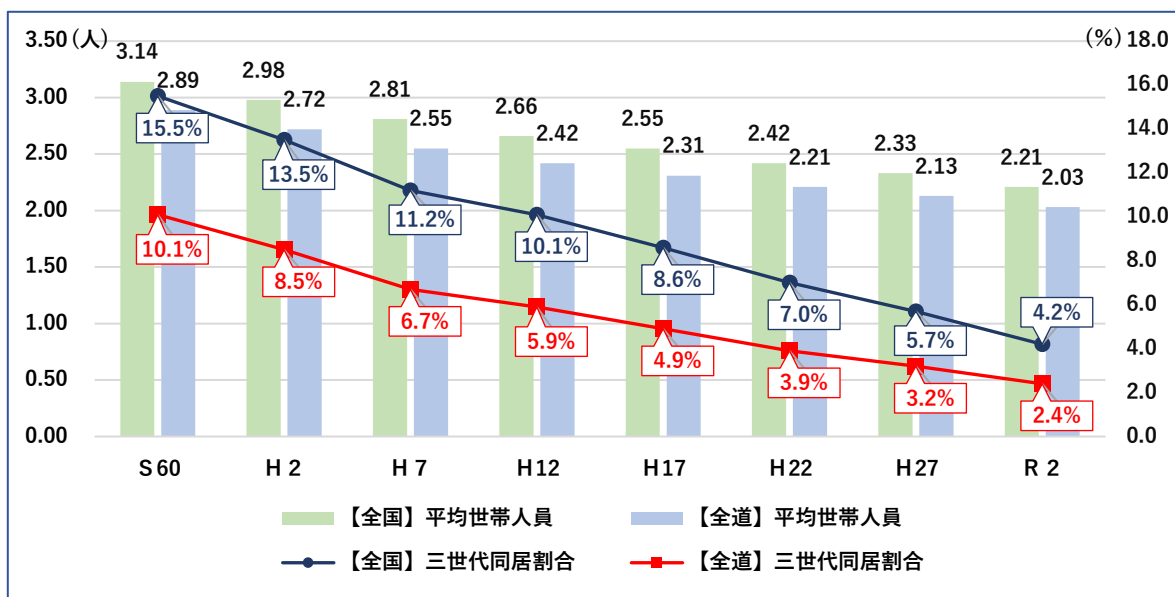


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

(6) 核家族化の状況

本道における世帯構造の推移については、平均世帯人数や三世代同居世帯の割合も減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

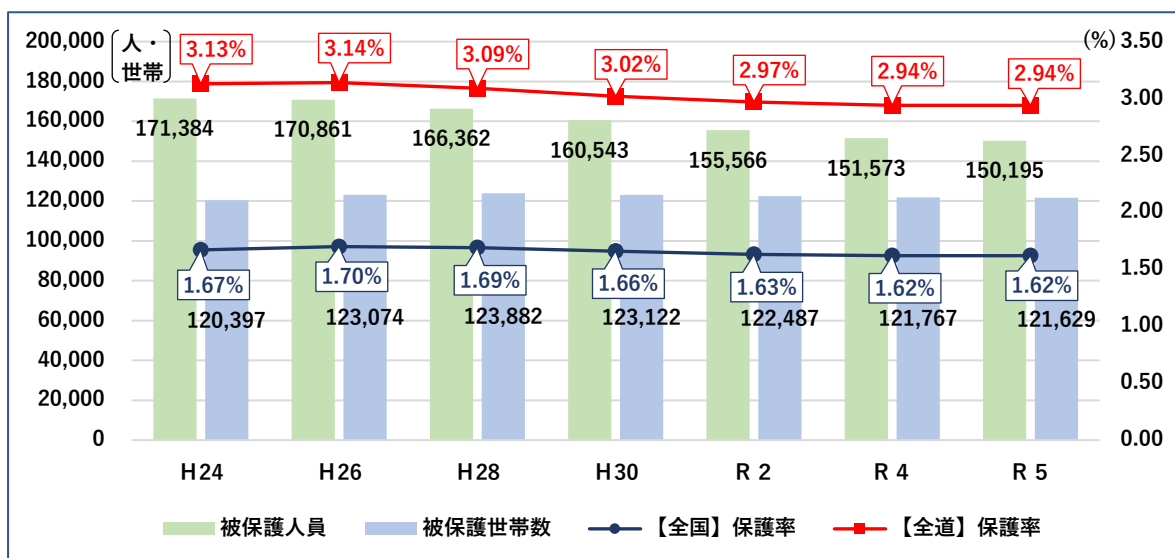
令和2年(2020年)時点での平均世帯人数は2.03人、三世代同居世帯の割合は2.4%となっており、全国よりも核家族化が進展している状況です。



(資料：総務省「国勢調査」)

(7) 生活保護の状況

本道の被保護世帯数は、平成28年(2016年)の123,882世帯をピークに、その後、緩やかに減少しており、被保護人員も同様の傾向にあります。保護率(人口百人当たり)は、引き続き全国を上回る水準で推移しています。



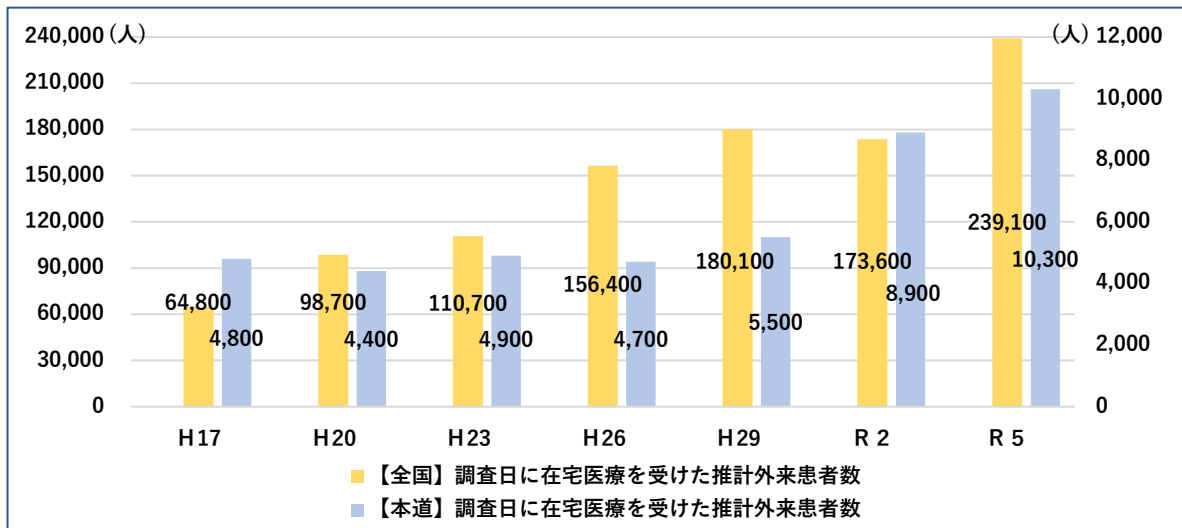
(資料：北海道「生活保護実施概要」)

2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況

在宅医療や指定難病受給者証の交付、要支援・要介護認定を受けている方など、医療的支援や福祉的支援を必要とする方の数は増加傾向にあります。

(1) 在宅医療を受けている方の状況

病気やけがなどにより通院が困難な方に、医師などが自宅等を訪問して医療を提供する在宅医療について、調査日に在宅医療を受けた本道の推計外来患者数は、令和5年(2023年)時点で初めて1万人を超え、10,300人となり、在宅医療を受けている方の数は全国値と同様、概ね増加傾向です。

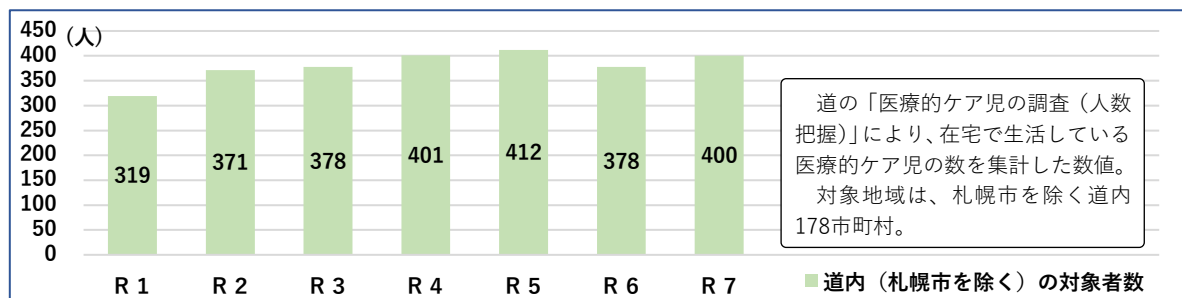


(資料：厚生労働省「患者調査」)

(2) 医療的ケア児の状況

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が日常的に必要な在宅で生活している医療的ケア児(20歳未満)について、本道(札幌市を除く。)の人数は、令和7年度(2025年度)時点で400人となっています。

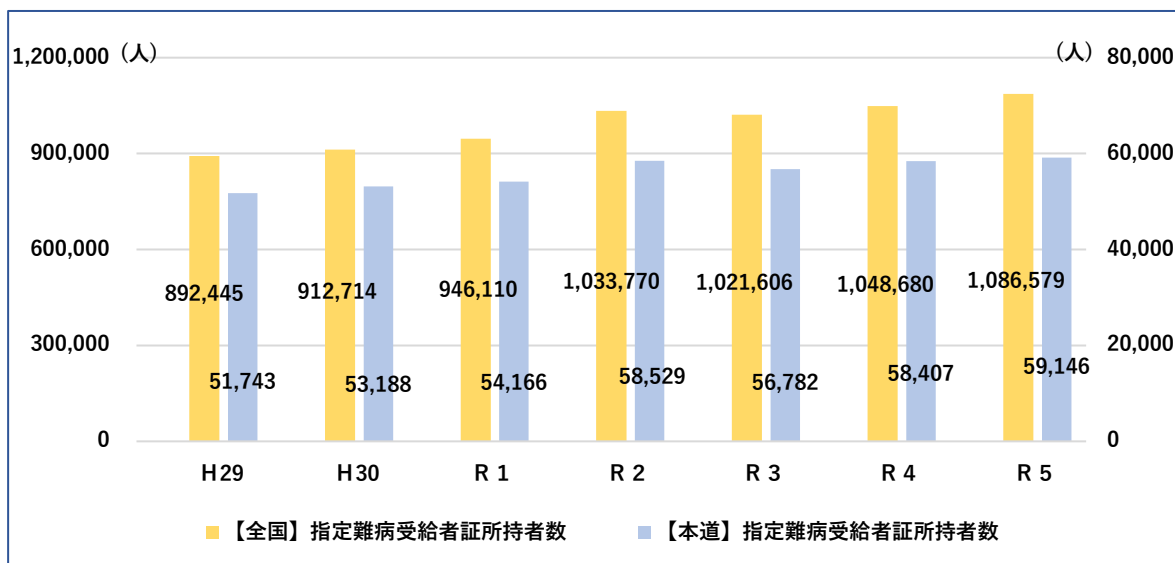
なお、全国では、調査方法は異なりますが、令和3年(2021年)時点で約2万人[※]と推計されています。



※ 全国値の出自：厚生労働省科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」に基づき厚生労働省障害保健福祉部障害児・発達障害者支援室が作成した「医療計画の見直し等に関する検討会」用資料

(3) 指定難病受給者証の所持者数

指定難病の認定基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っていますが、受給者証の所持者数は令和5年(2023年)3月時点で約5万9千人となっています。

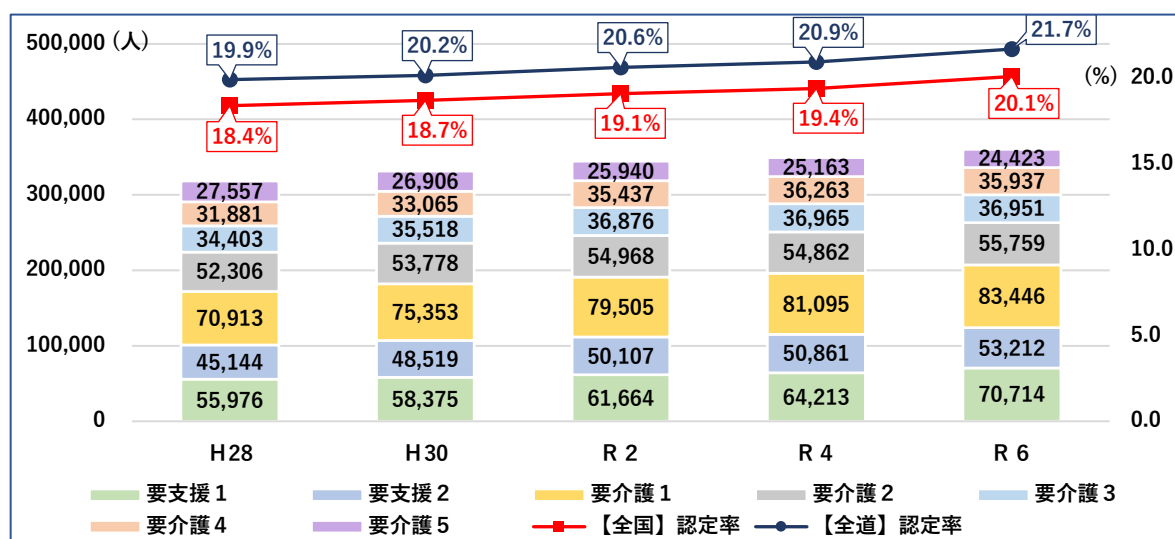


(資料：厚生労働省「衛生行政報告例」)

(4) 要支援・要介護者の状況

要支援・要介護認定を受けた方について、本道では、その数は年々増加傾向にあり、「要介護1」の割合が最も多くなっています。

認定率（第1号被保険者に占める認定者数）についても、本道は令和6年度(2024年度)末では21.7%となり、全国平均の20.1%を上回っています。

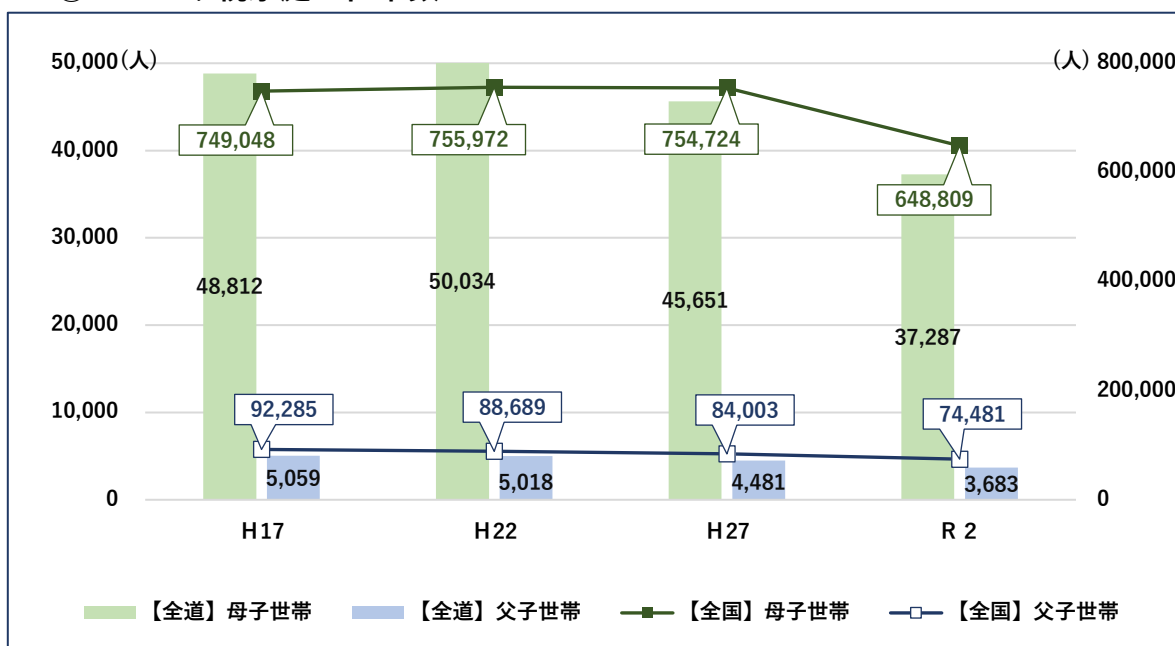


(資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」)

(5) ひとり親家庭の状況

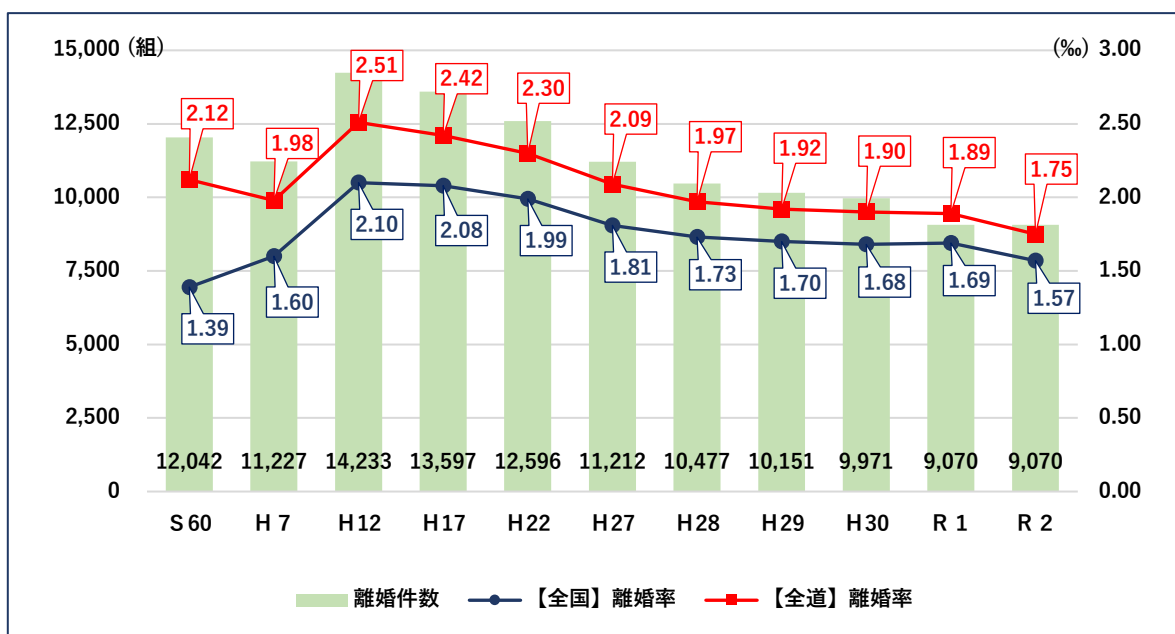
本道におけるひとり親家庭（父母の一方がいない20歳未満で未婚の子を養育する世帯）は、母子世帯・父子世帯ともに減少傾向にあり、離婚率は全国平均より高いものの、同じく減少傾向となっています。

① ひとり親家庭の世帯数



(資料：総務省「国勢調査」)

② 離婚件数及び離婚率



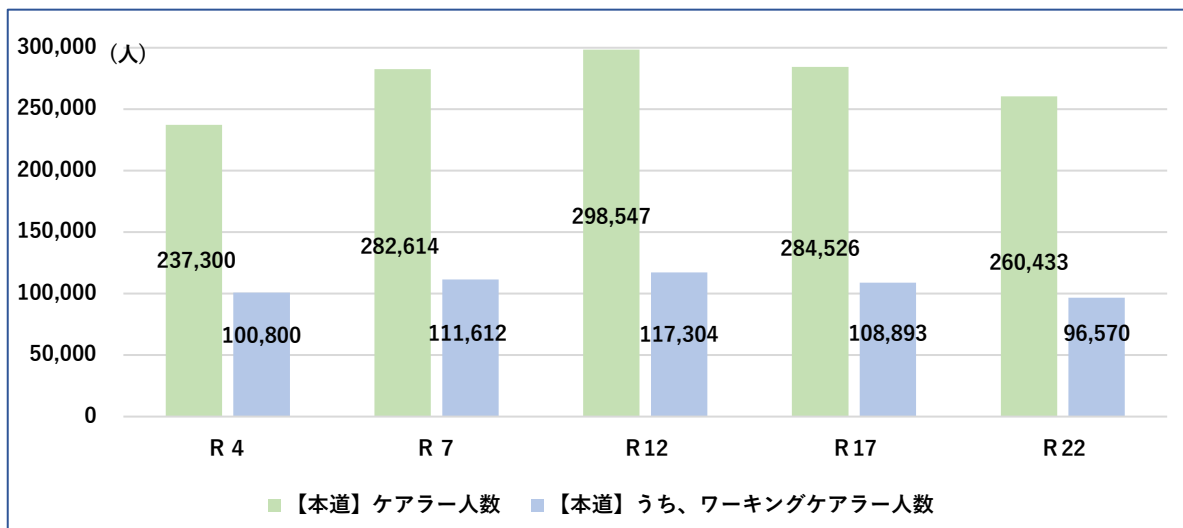
(資料：厚生労働省 人口動態統計)

3 ケアラー・ワーキングケアラー人数の推計値

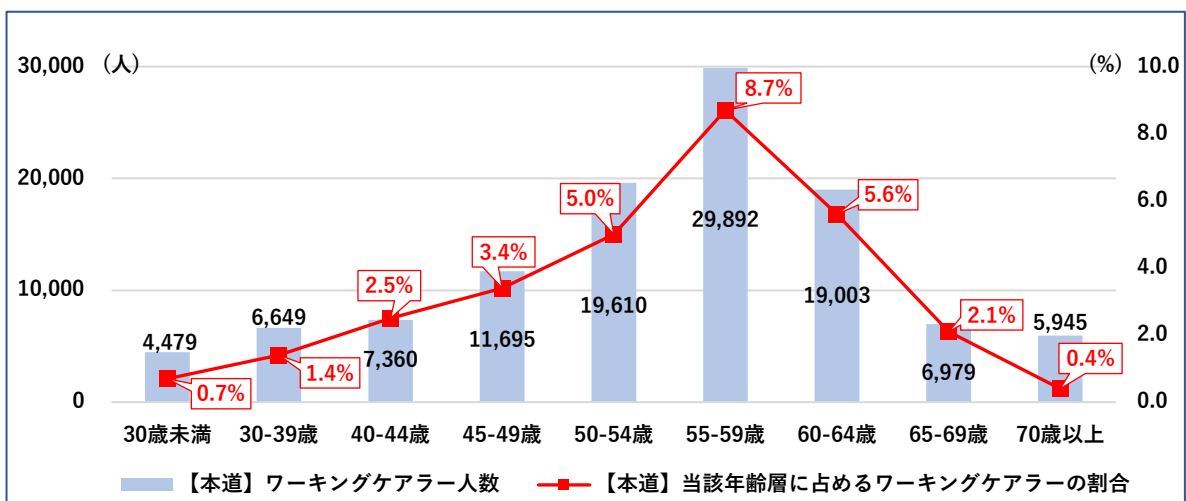
本道において日常的に家族の介護をしている方の数は、年々増加する傾向が続いており、令和7年(2025年)時点では約28万3千人、働きながら介護を担うワーキングケアラーの人数は約11万2千人と推計されていますが、いずれも令和12年(2030年)にピークを迎えることが見込まれ、これは全国的にも同様の傾向です。

令和7年(2025年)における本道のワーキングケアラー人数を年齢階層別で見ると、年齢の上昇とともに増加し、最多となる55～59歳では約3万人となり、当該年齢層の道内人口に占める割合は8.7%と推計されます。

① ケアラー及びワーキングケアラー人数



② 年齢階層別のワーキングケアラー人数と人口に占める割合（令和7年推計）



(資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」)

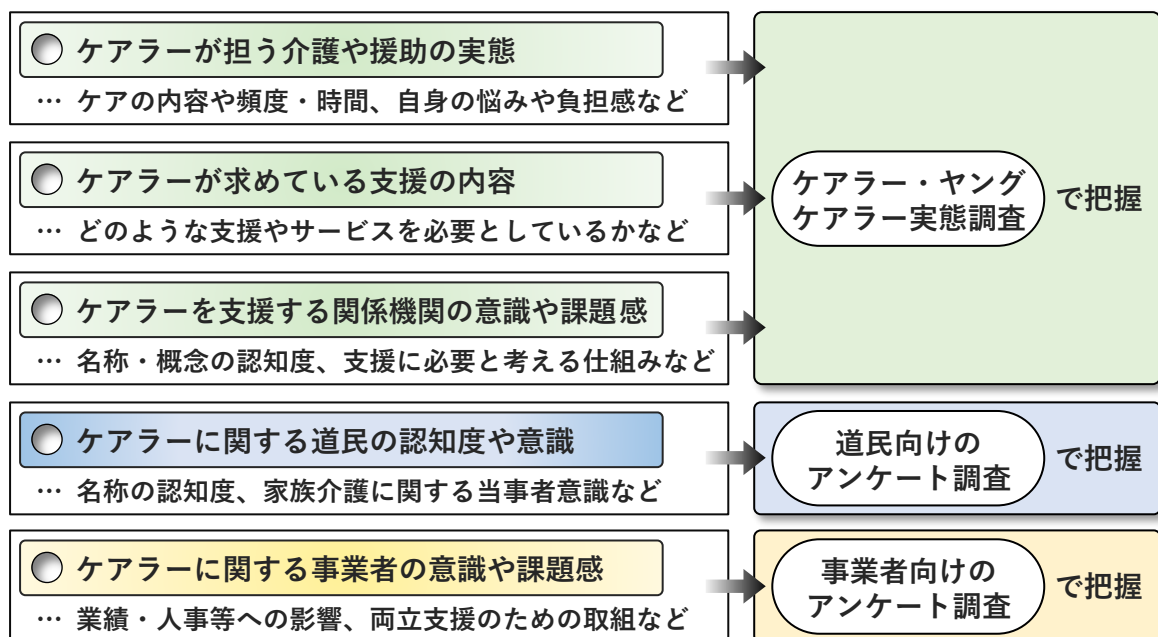
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)より道が作成)

3 これまでの取組と評価

関係調査の実施概要

支援を必要としているケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるための方策を検討するに当たっては、本人が抱える悩みや負担感のほか、関係機関や事業者の意識や課題感などを把握することが重要です。

道では、ケアラー本人や支援する関係機関等の現状や実態を的確に捉え、これまでの取組に対する評価を行うとともに、今後の施策の内容や進め方を検討するため、令和3年(2021年)から令和4年(2022年)にかけて実施した前回調査に続き、令和7年(2025年)に関係調査を実施しました。



なお、調査項目や調査対象区分ごとの回答内容については、道のホームページで公表しています。

➔ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/238190.html>

(1) ケアラー実態調査

調査対象区分						
抽出・調査方法	回答方法	実施時期	標本数	回答数	回答率	
① 高齢者を介護や援助しているケアラー						
事業所が選定	郵送・Web	令和7年6月18日～7月10日	1,538	435	28.3%	
② 障がい者を介護や援助しているケアラー						
事業所が選定	郵送・Web	令和7年6月18日～7月10日	1,674	203	12.1%	
③ 福祉の各分野における主な相談機関 (※)						
全数調査	Web	令和7年6月18日～7月10日	900	223	24.7%	

(※ 地域包括支援センター、特定相談支援事業所及び生活困窮者自立相談支援機関)

(2) ヤングケアラー実態調査

調査対象区分					
抽出・調査方法	回答方法	実施時期	標本数	回答数	回答率
① 小学生（5年生及び6年生）					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	約44,000	11,066	約25.2%
② 中学生及び高校生（2年生）					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	約47,000	11,568	約24.6%
③ 大学生（4年制大学の全学年）					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	約70,000	1,844	約2.6%
④ 小学校（市町村立）					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	731	617	84.4%
⑤ 中学校及び高等学校（公立）					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	673	551	81.9%
⑥ スクールソーシャルワーカー					
全数調査	Web	令和7年7月3日～7月29日	79	44	55.7%

〔※ ①②④⑤については、いずれも札幌市を除く〕

(3) 道民の意識に関するアンケート調査

ケアラー支援を進めていくに当たっては、道民の認知度や家族介護についての意識を把握し、その内容を施策に反映させることが重要であるため、令和4年(2022年)に続き、道民へのアンケート調査を実施しました。

調査対象区分					
抽出・調査方法	回答方法	実施時期	回答数	(男性)	(女性)
道内に居住する満18歳以上の個人					
モニター調査	Web	令和7年7月1日～8月13日	2,000	957	1,031

〔※ 回答数には、性別を「回答しない」を含む〕

(4) 「仕事と介護の両立支援」に関するアンケート調査

仕事と介護を両立して続けることについて、事業者が肯定的に評価し、応援していく意識が大切であるほか、令和7年(2025年)4月から段階的に施行された改正育児・介護休業法により、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認などが義務化されたことを踏まえ、今回初めて事業者を対象としたアンケート調査を実施しています。

調査対象区分					
抽出・調査方法	回答方法	実施時期	標本数	回答数	回答率
道内に本所（本社・本店）を有する事業者					
調査依頼を郵送	Web	令和7年7月7日～7月31日	350	134	38.3%

1 普及啓発の促進

➔ これまでの取組

周囲の関係者や地域住民がケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるためには、社会的認知度を向上させることが極めて重要です。

令和4年度(2022年度)に実施した調査では、道内のケアラーに関する認知度は高いといえない状況にあったほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もあり、支援が必要であっても対外的に相談できず、悩みや負担を一人で抱え込んでしまうことが懸念されていました。

こうしたことから、ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解を促す普及啓発の取組を進めてきました。

また、ヤングケアラーについては、学校や関係機関へのポスターやカード等の配付、ホームページやSNS等を活用した情報発信など、啓発活動を展開するとともに、研修会等を通じた関係者への理解促進を図ってきました。

➔ 関係調査結果等

第1期計画で設定した数値目標				
対象	前回調査時点	R7目標値	R7調査結果	達成率
① ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する認知度（内容を知っている）				
道民	22.4%	50%以上	51.6%	103.2%
② ヤングケアラーに関する認知度（内容を知っている）				
児童生徒	16.9%	50%以上	30.0%	60.0%
③ ヤングケアラーに関する認知度（意識して対応している）				
学校	51.8%	100%	88.1%	88.1%

「①ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する認知度」については、内容を理解している道民が51.6%と、前回調査の22.4%を大きく上回るとともに、目標を達成しました。

《①ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する認知度〔男女別〕》

	内容まで理解している			内容を理解していない		
	言葉・内容とも理解	言葉・内容をなんとなく理解	計	内容は知らない	全く知らない	計
男性	10.6%	34.3%	44.9%	21.8%	33.3%	55.1%
女性	15.1%	43.1%	58.2%	18.5%	23.3%	41.8%
計	12.9%	38.7%	51.6%	20.0%	28.4%	48.4%

男女別に比較すると、男性より女性のほうが「内容まで理解している」という回答の割合が高い結果となりました。

《①ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する認知度〔道民・年代別〕》

	内容まで理解している			内容を理解していない		
	言葉・内容とも理解	言葉・内容をなんとなく理解	計	内容は知らない	全く知らない	計
～20代	17.7%	25.3%	43.0%	18.8%	38.2%	57.0%
30代	12.4%	33.2%	45.6%	16.8%	37.6%	54.4%
40代	14.0%	36.2%	50.2%	19.5%	30.2%	49.7%
50代	10.0%	42.5%	52.5%	21.9%	25.6%	47.5%
60代	14.1%	45.6%	59.7%	21.9%	18.4%	40.3%
70代～	11.7%	48.1%	59.8%	20.1%	20.1%	40.2%
計	12.9%	38.7%	51.6%	20.0%	28.4%	48.4%

年代別では、若年層のほうが「内容を理解していない」という回答の割合が高い傾向にあります。

《②ヤングケアラーに関する認知度〔児童生徒〕》

	内容まで知っている	内容は知らない	聞いたことがない
小学生	16.9%	26.6%	56.5%
中高生	42.6%	32.6%	24.8%
計	30.0%	29.7%	40.3%
(前回)	16.9%	20.3%	62.8%
(参考)大学生	76.5%	14.8%	8.7%

※ 小学生は5～6年生、中高生は2年生、大学生は4年制全学年。

《③ヤングケアラーに関する認知度〔学校〕》

	知っている (意識して対応)	知っている (特段対応なし)	具体的には 知らない	知らない
小学校	88.5%	10.7%	0.0%	0.8%
中高校	87.7%	11.6%	0.2%	0.5%
計	88.1%	11.1%	0.1%	0.7%
(前回)	51.6%	45.8%	1.7%	0.8%

※ (前回)の「知らない」には、「その他」の回答(0.4%)を含む。

「②ヤングケアラーに関する認知度〔児童生徒〕」については、全体では目標の50%には達していないものの、大学生では76.5%に達するなど、前回調査と比較すると大きく進展しているほか、「③ヤングケアラーに関する認知度〔学校〕」については、「意識して対応している」とする割合が伸びています。

《家族介護に関する当事者意識（自分が家族を介護する可能性）〔道民〕》

	可能性が かなりある	可能性が 十分ある	可能性は あまりない	可能性は 全くない	内容を理解 していない※	
男性	17.7%	26.2%	18.6%	37.5%		70.2%
女性	22.7%	29.7%	17.0%	30.6%		66.5%
計	20.2%	28.0%	17.7%	34.2%		68.9%
(前回)	18.7%	74.0%	6.0%	0.9%		

※ 「可能性は全くない」とした層のうち、ケアラーという言葉の認知度「内容を理解していない」とした割合

家族介護に関する当事者意識については、「自分が当事者になる可能性は全くない」とする回答が34.2%と、前回調査の0.9%から大きく増加しており、この層ではケアラーという言葉の認知度は低い傾向にあります。

《ケアラー支援に関する認知度（支援することの意識）〔相談支援機関〕》

	全ての職員が意識	半数以上の職員が意識	その他
包括支援センター	63.7%	27.5%	8.8%
障がい相談事業所	50.0%	29.1%	20.9%
自立相談支援機関	51.4%	25.7%	22.9%
計	56.5%	27.8%	15.7%
(前回)	39.9%	23.8%	36.3%

なお、相談支援機関におけるケアラー支援の認知度をみると、「全ての職員が意識している」とした回答は5割を超えたものの、その他（「一部の職員のみ意識している」「あまり知らない」「知らない」）とした回答も15%を超えている状況です。

➔ 評価

ケアラーの認知度は確実に高まっているものの、内容を理解できていない方が依然として、一定程度存在するとともに、介護を我が事と感じていない層が拡大しました。

なお、条例では、道民のみならず、事業者、関係機関及び支援団体におけるそれぞれが果たすべき役割を定め、各々の立場でケアラー支援に努めることとしていますが、第1期計画では、道民の認知度の向上に主眼を置いた施策が多かったこともあり、条例の趣旨に鑑み、事業者、関係機関及び支援団体に対する普及啓発をさらに行っていくことが必要です。

2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等

→ これまでの取組

「他人に知られたくない」という家族介護の性質上、相談窓口につながりにくい傾向があるほか、どのような窓口で、どのような支援を受けられるのかといったことが知られていない場合があることを踏まえ、自発的な相談がしやすい環境づくりや市町村における相談窓口の明確化を行い、関係機関が連携を図りながら個々の世帯状況に応じた支援を行ってきました。

ヤングケアラーについては、匿名で気軽に相談できるSNSなどによる相談窓口の開設や、学校等からの相談に対する助言や支援へのつなぎなどを担うヤングケアラーコーディネーターを児童相談所の圏域ごとに配置してきたほか、北海道教育委員会と連携してスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を実施してきました。

→ 関係調査結果等

第1期計画で設定した数値目標				
対象	前回調査時点	R7目標値	R7調査結果	達成率
④ 人材の育成（①ケアラー支援）				
関係機関職員等	—	計3,000人	(R6) 2,095人	104.7%
⑤ 人材の育成（②ヤングケアラー支援）				
教職員等	—	計2,400人	(R6) 1,241人	77.5%
⑥ ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度				
児童生徒	—	50%以上	27.1%	54.3%
⑦ 相談支援体制の構築と窓口の明確化				
市町村	34市町村	100%	158市町村	88.2%
⑧ 分野横断的な連携・協議体制の整備促進				
市町村	48市町村	100%	166市町村	92.7%

「④⑤人材の育成（道が実施する研修の受講者数）」については、令和6年度(2024年度)末時点では、①ケアラー支援については目標を上回るペースで、②ヤングケアラー支援については目標をやや下回るペースで進捗しています。

《道が実施する研修の受講状況〔関係機関職員等〕》

	基礎研修・応用研修とも受講	基礎研修のみ受講	いずれも未受講
包括支援センター	32.4%	20.6%	47.1%
障がい相談事業所	7.0%	9.3%	83.7%
自立相談支援機関	31.4%	11.4%	57.1%
計	22.4%	14.8%	62.8%

令和4年度(2022年度)から実施している関係機関職員等を対象とした研修を受講していないと回答した相談支援機関が6割を超えるなど、受講を促進する余地は大きいといえます。

《現に行っているケアラー支援〔相談支援機関〕》

	アセスメント	相談会の開催	介護知識を伝える取組	レスパイトケア	行っていない
包括支援センター	40.2%	39.2%	56.9%	44.1%	6.9%
障がい相談事業所	41.9%	27.9%	19.7%	29.1%	29.1%
自立相談支援機関	37.1%	51.4%	5.7%	8.6%	34.3%
計	40.4%	36.8%	34.5%	32.7%	18.8%
(前回)	41.6%	27.9%	28.8%	—	24.8%

ケアラーからの相談や悩みを把握するためのアセスメントを現に行っている相談支援機関の割合は約4割にとどまっています。

《⑥ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度〔児童生徒〕》

	知っている	知らない
小学生	18.5%	81.5%
中高生	35.5%	64.5%
計	27.1%	72.9%

※ 小学生は5～6年生、中高生は2年生。

「⑥ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度」については27.1%と、目標の50%を下回っている状況です。

「⑦相談支援体制の構築推進」、「⑧分野横断的な連携・協議体制の整備促進」については、それぞれ158市町村、166市町村と、目標の全市町村には及ばなかったものの、令和4年(2022年)と比較すると大きく進展しました。

なお、身近な圏域において「住民の地域福祉活動への参加を促す環境づくり」、「様々な地域生活課題の相談に応じる体制づくり」及び「多機関協働による支援体制づくり」の3つの支援を実施することで多様なニーズに対応する包括的な支援体制は、62市町村(34.6%)で整備済みです。

《求めている支援〔ケアラー本人〕》

支援内容 要ケア者	何でも相談できる窓口	話を聞いてくれる人	休息機会の確保	自分亡き後にケアする人	在宅・施設サービス
高齢者	60.7%	50.1%	31.5%	39.5%	70.6%
(前回)	45.8%	49.1%	34.4%	45.3%	82.2%
障がい児・者	74.4%	45.3%	44.8%	62.1%	84.2%
(前回)	65.7%	43.2%	39.4%	67.4%	90.6%

令和7年(2025年)に実施した実態調査の結果によれば、ケアラーが求めている支援としては「何でも相談できる窓口」の割合が、前回調査から大きく増加しました。

《必要と考えるケアラー支援〔相談支援機関〕》

	早期発見・相援支援	関係機関の連携	理解の促進	両立支援
包括支援センター	82.4%	73.5%	64.7%	58.8%
障がい相談事業所	69.8%	80.2%	58.1%	48.8%
自立相談支援機関	68.6%	85.7%	57.1%	45.7%
計	75.3%	78.0%	61.0%	52.9%
(前回)	71.4%	62.7%	57.0%	44.2%

相談支援機関が考える必要なケアラー支援では、「関係機関の連携」が前回調査から増加しています。

《自分のための時間の有無〔ケアラー本人〕》

	取れている	まあ取れている	あまり取れていない	全く取れていない
高齢ダブルケア層	17.5%	27.5%	40.0%	12.5%
(非ダブルケア層)	15.8%	42.2%	32.8%	6.6%
障がいダブルケア層	15.0%	35.0%	35.0%	15.0%
(非ダブルケア層)	16.9%	34.4%	41.5%	4.9%

子育てとのダブルケア層では、非ダブルケア層と比べて「自分の時間が取れていない」ことが明らかとなっています。

《ヤングケアラーコーディネーターの認知度及び活用率〔学校〕》

	知っている	知らない	活用したことがない	
小学校	71.2%	28.8%		96.8%
中高校	69.0%	31.0%		94.7%
計	70.1%	29.9%		95.8%

7割程度の小中学校・高等学校がヤングケアラーコーディネーターを認知している一方、9割以上は活用していないことが判明しています。

➔ 評価

ケアラーは、肉体的・精神的な疲弊に加え、自分のための時間の確保が難しく、経済的な不安もあるなど、悩みや困りごとは多岐にわたることから、「何でも相談できる」行政窓口での利便性の向上を希望しています。

医療的ケア児のほか、認知症や難病、子育てとのダブルケアなど、ケアを必要とする方の状態によって、ケアラーに必要な支援は多種多様です。

ヤングケアラーについては、児童生徒へのヤングケアラー専門相談窓口の認知度向上や、学校等の教育機関へのヤングケアラーコーディネーターの役割の理解促進が必要です。

3 ケアラーを支援するための地域づくり

→ これまでの取組

ケアラーの負担を軽減するため、公的支援やサービスを活用しやすいように活用可能な社会資源をリストやマップ等により周知してきました。

また、介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備を促進し、ヤングケアラーについては、オンラインサロンを開設し、気軽に話し合うことのできる居場所づくりを推進してきたほか、市町村における実態把握の手法や支援体制の構築に向けた助言等を行う地域アドバイザーの派遣等を実施してきたところです。

ケアラーとその家族が安心して暮らすためには、地域社会全体で支える視点が重要であり、地域住民が広くケアラー支援への関心を持ち、理解を深めて相互に支え合う意識を醸成するまちづくりを推進してきました。

→ 関係調査結果等

第1期計画で設定した数値目標				
対象	前回調査時点	R7目標値	R7調査結果	達成率
⑨ 交流拠点の整備促進				
市町村	84市町村	全179市町村	160市町村	89.3%
⑩ 活用可能な社会資源の周知				
市町村	121市町村	全179市町村	177市町村	98.8%
⑪ 地域アドバイザーの養成				
二次地域福祉圏	—	21圏域	21圏域	100.0%

「⑨交流拠点の整備促進」、「⑩活用可能な社会資源の周知」については、それぞれ160市町村、177市町村と全市町村とした目標には及ばなかったものの、こちらも令和4年(2022年)と比較すると大きく進展しています。

「⑪地域アドバイザーの養成」については、二次地域福祉圏の全てとなる21圏域に配置が完了したものの、令和7年(2025年)8月時点で活用している市町村は3分の1程度にとどまっています。

《ケアラーがサービスにつながらない理由〔相談支援機関〕》

	相談する抵抗感	経済的な不安	家族で支えられるという考え	サービスが満員又ははない
包括支援センター	61.9%	61.8%	46.0%	38.1%
障がい相談事業所	33.3%	57.0%	33.3%	57.1%
自立相談支援機関	54.6%	54.3%	36.4%	18.2%
計	54.7%	51.6%	42.1%	40.0%
(前回)	26.7%	26.7%	20.9%	14.7%

そのほか、サービスにつながらない理由として、経済的な不安のほか、地域によっては利用可能なサービスがないとする回答も見られました。

《仕事への影響〔ケアラー本人〕》

要ケア者 影響	影響なく 仕事を続けた	仕事の量を 減らした	短時間勤務に した	退職しケアに 専念した	仕事は していない
高齢者	21.6%	12.2%	9.7%	6.9%	33.6%
障がい児・者	16.3%	18.7%	22.2%	11.8%	30.5%

今回の調査では、仕事への影響を尋ねており、障がい児・者のケアラーは「短時間勤務にした」「退職しケアに専念した」という回答がより多く見られました。

《ワーキングケアラーの増加に伴う業績・人事等への影響の課題感〔事業者〕》

	とてもある	ややある	あまりない	全くない
100人未満	2.6%	28.2%	53.9%	15.4%
100～299人	0.0%	39.2%	54.9%	5.9%
300人以上	2.3%	56.8%	36.4%	4.6%
計	1.5%	41.8%	48.5%	8.2%

ワーキングケアラーの増加に伴う業績や人事等への影響について課題意識を持つ事業者は4割を超え、従業員規模の大きな事業者ほどその割合は高くなっています。

《自社の従業員がケアラーであるかどうかの把握状況〔事業者〕》

	把握している	把握していない
100人未満	28.2%	71.8%
100～299人	25.5%	74.5%
300人以上	27.3%	72.7%
計	26.9%	73.1%

その一方で、自社の従業員がケアラーかどうかを把握していないとする事業者が7割を超えることが明らかとなっています。

➔ 評価

サービスにつながらないことでケアラーが孤立を深めることもあり、地域で話を聞いてくれたり、交流できる場がほしいとの声が聞かれました。

サービスの維持・充実は重要である一方、公的支援だけで支えていくことは困難な現実もあり、NPOやボランティア団体、民間事業者なども含めた多様な主体によるケアラー支援を拡充していくことが欠かせません。

また、ケアと仕事を両立させるためには、ケアへの備えに対する意識醸成を図るとともに、事業者側の理解増進やワーキングケアラーを支援する環境づくりを促進していくことが必要です。

4 計画の基本方針

1 計画の目指す姿

広域分散で社会資源が偏在する本道においては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、道民全体がケアラーの置かれている状況を理解し、地域住民が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があります。

こうした認識のもと、条例第1条に規定する目的を、本計画の目指す姿と位置付け、ケアラー支援の取組を進めていきます。

目指す姿

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく
健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり
夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現

条例第1条に
規定する目的

2 基本理念

この計画は、条例の規定に基づき策定するものであることから、条例に掲げる基本理念に沿った内容とします。

1 個人の尊重と孤立の防止

- ➔ ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進します。

2 年齢や環境に応じた適切な支援

- ➔ ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進します。

3 相互連携による地域全体での支援

- ➔ 道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進します。

4 ケアラーとその家族への一体的な支援

- ➔ ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進します。

5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

- ➔ ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進します。

〔※ 条例第3条（基本理念）。P82～83に参考資料として掲載。〕

3 主な施策の体系

本計画では、各般の施策を効果的に展開していく観点から、条例第11条から第13条に定める「普及啓発の促進」「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等」「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策として重点的な取組に位置付け、条例に掲げる目的・理念の実現を図っていきます。

普及啓発の促進（条例第11条）

- ① 「ケアラー支援推進月間」における集中啓発
- ② 訴求対象別の広報啓発活動の展開

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等（条例第12条）

（1）家族介護に関する相談窓口の機能強化

- ① 市町村における相談窓口の明確化と機能強化の推進
- ② ケアラー支援の担い手となる職員向け研修の実施
- ③ アセスメントによる状況把握の促進

（2）多様なケアラーへの支援

- ① 認知症の方を支えるケアラー
- ② 難病の方を支えるケアラー
- ③ 医療的ケア児を支えるケアラー
- ④ 子育てとのダブルケアラー

（3）ヤングケアラーへの支援

- ① 学校における相談体制の理解促進
- ② 児童生徒の相談窓口の認知度向上
- ③ ヤングケアラーの相談機会の充実

ケアラーを支援するための地域づくり（条例第13条）

（1）地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築

- ① 孤独・孤立対策の推進
- ② 地域づくりの核となる人材の確保・養成
- ③ 介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進

（2）ケアラーを支えるサービスの充実

- ① 民間事業者等と市町村の連携促進
- ② 公的支援やサービスの活用促進
- ③ 支援体制を構築するための地域アドバイザー派遣

（3）ワーキングケアラーへの支援の促進

- ① 「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行
- ② 「働き方改革推進企業認定制度」の実施
- ③ 仕事と介護の両立に関するセミナーの開催